（特定専門家派遣の申込みができる者）

第十四条の四　法第三十二条の九第一項に規定する事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定める者は、第八条の四に規定する投資事業有限責任組合（次条第二号において単に「投資事業有限責任組合」という。）の無限責任組合員である者とする。

（特定専門家派遣対象機関）

第十四条の五　法第三十二条の九第一項に規定する金融機関等その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者であって主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　特定専門家派遣対象機関である金融機関等の支援の対象となる事業者

［号を削る。］

二　［略］

（特定専門家派遣の申込みに係る添付書面）

第十四条の六　法第三十二条の九第二項に規定する主務省令で定める書面は、特定専門家派遣の申込みをした者における事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務の実施体制を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面とする。

二　特定出資の申込みをした金融機関等による貸付債権移転対象事業者に対する事業の再生の支援の方針を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

（特定専門家派遣の申込みができる者）

第十四条の六　法第三十二条の十一第一項に規定する事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定める者は、第八条の五に規定する投資事業有限責任組合（次条第三号において単に「投資事業有限責任組合」という。）の無限責任組合員である者とする。

（特定専門家派遣対象機関）

第十四条の七　法第三十二条の十一第一項に規定する金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者であって主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　金融機関等の支援の対象となる事業者

（特定専門家派遣対象機関である金融機関等の支援の対象となる事業者又は特定信託引受対象事業者に限る。）

二　特定事業再生支援会社の支援の対象となる貸付債権移転対象事業者

三　［同上］

（特定専門家派遣の申込みに係る添付書面）

第十四条の八　法第三十二条の十一第二項に規定する主務省令で定める書面は、特定専門家派遣の申込みをした者における事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務の実施体制を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面とする。

（特定組合出資の申込みに係る添付書面）

第十四条の七　法第三十二条の十二第二項に規定する主務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

［一～三　略］

（公表）

第十五条　機構は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期間ごとに、法第三十四条の規定による公表を行うものとする。ただし、第四項第十七号に掲げる事項については、事業年度ごとに当該公表を行うことができる。

［2・3　略］

4　法第三十四条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十三　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四～十七　［略］

5　［略］

（特定組合出資の申込みに係る添付書面）

第十四条の九　法第三十二条の十二第二項に規定する主務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

［一～三　同上］

（公表）

第十五条　機構は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期間ごとに、法第三十四条の規定による公表を行うものとする。ただし、第四項第二十一号に掲げる事項については、事業年度ごとに当該公表を行うことができる。

［2・3　同上］

4　［同上］

［一～十三　同上］

十四　特定信託引受対象事業者の概要及び特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額

十五　一の特定信託引受決定に係る全ての業務を完了した特定信託引受対象事業者の概要

十六　特定事業再生支援会社の名称及び特定事業再生支援会社ごとの特定出資の額

十七　一の特定出資決定に係る全ての業務を完了した特定事業再生支援会社の名称

十八～二十一　［同上］

5　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。

○内閣府令・厚生労働省令第九号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　加藤　勝信